

「地域づくり推進交付金事業」について

令和7年度「地域づくり推進交付金」について、以下のとおり募集を行いますので、制度を有効に活用され地域の活性化にご活用ください。

本交付金についての説明を希望される方はお近くの公民館へ連絡してください。

申 請 窓 口 (お問合せ)	只見公民館 (Tel82-2141)	朝日公民館 (Tel84-2111)	明和公民館 (Tel86-2111)
事 業 名	集落パワーアップ事業 集落普請などへの活用で、集落負担を緩和します。 (補助率: 10/10、年間上限額: 15万円)		集会施設整備事業 集会施設への空調設備導入について支援します。 (補助率: 10/10、年間上限額: なし)
申請対象者	各集落区長		
申請締切	【1回目】 5月23日(金) まで 【2回目】 7月25日(金) まで 【3回目】 10月17日(金) まで		【1回目】 5月23日(金) まで 【2回目】 7月25日(金) まで
対 象 経 費	☐ 自走式除草機の購入費用 ☐ 重機等機械借上料(燃料費込) (自走式除草機借上含む、土砂上げや倒木撤去に係る重機借上料) ☐ シルバー人材センター等への委託料(草刈りや倒木撤去等)		☐ 空調設備導入に係る整備費用一式 (本体基準額) 空調機本体価格 1帖当たり 13,000円 ※1施設につき、集落が希望する部屋(最大2室)となります。 ※既に町の直接施工又は町補助金等で設置した部屋がある場合は、最大2室から設置済室数が減となります。
対 象 外 経 費	(1) 団体の運営を目的とする事業 (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業 (3) 他の補助事業での活用が望ましいとされる事業 (4) 上記の他、補助することが適当でないと認められる事業		
事 務 手 順	① 申請は、各地区公民館(以下「公民館」と記載)に申請書及び事業計画書・収支予算書等必要書類を提出してください。 ② 各申請期間終了後、速やかに審査を行い交付決定の可否を申請者に通知します(交付決定後、概算払により事業を実施することができます。)。交付決定前に事業を導入されたい場合は、事前着手届(誓約が必要です)の提出が必要となります。 ③ 申請者は事業完了後、実績報告書及び写真等必要書類を公民館に提出して下さい。公民館で審査後、申請者に交付額確定通知を送付します。		
そ の 他	① 申請様式は各公民館にありますので、ご連絡ください。 ② 不明な点は各公民館へお問い合わせください。 ③ 申請者は集落区長となります。各集落で相談の上、区長名で申請願います。		

＜只見町中央公民館＞